

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

これより、令和2年4月臨時会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。市政クラブの和田哲議員より、会派脱退届が出されたことを受け、令和2年4月1日付けにて、市政クラブ青野隆一会長から議長宛てに、会派の異動届が提出されましたので、尾花沢市議会会派及び各派代表者会内規第2条第2項の規定に基づき、ご報告いたします。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番 鈴木清議員、1番 菅野修一議員、2番 星川薫議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

[議会運営委員長 青野隆一 議員 登壇]

◎議会運営委員長(青野隆一議員)

議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る4月21日招集告示になりました今臨時会に係る議会運営委員会を4月24日、午前10時から市役所会議室において開催いたし、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を進めてまいりました。

その結果、今臨時会の会期につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日1日とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長(大類好彦議員)

お諮りいたします。今臨時会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。

次に、日程第3、諸般の報告であります。この際事務局長をして、報告いたさせます。

◎事務局長(横沢康子君)

命によりまして、ご報告申し上げます。

先に配付いたしました議案書等綴りの後ろのほうに関係書類がございますので、ご参照願います。

最初に、令和2年3月24日付けで、監査委員より議長宛てに、3月に実施しました例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。

また、令和2年3月6日付けで、1月及び2月に実施しました定例監査の結果について、同法第199条第9項の規定により報告がありました。

それぞれその写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、令和2年4月8日付けで、市長から議長宛てに、地方自治法第180条第2項の規定により、損害賠償について専決いたしました旨の報告がありました。

その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、承第1号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認について」から、日程第13、議第30号「尾花沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」までの10案件を一括上程いたします。

この際、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

おはようございます。提案理由の説明に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、国内においても緊急事態宣言が発令される中、県内でも感染者が日々増加し、予断を許さない状況となっております。

本市においては、2月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、市民の安全を確保するため、市ホームページやチラシによる注意喚起をはじめ、イベントの中止、規模縮小等の自粛要請、さらには小中学校の臨時休校などにより感染拡大の防止に努めてまいりましたが、银山温泉旅館の営業休止、飲食店等の消費低迷、観光業者やタクシー、運転代行等の運行業者の需要の減少、全国的なマスク不足など、さまざまな問題も発生しております。

特にマスク不足については、医療機関や高齢者施設等において深刻な状況になっております。本市においてもマスクの確保に奔走しておりますが、先日来、市内企業や団体の方から、布マスクや不織布マスクの寄贈をいただき、医療機関や福祉施設、小中学校等に順次配付しております。市民の皆様のご厚意に心より感謝申し上げます。

また、個人消費の低迷や企業等の営業自粛に伴う影響についても、早急に対策を講じる必要があることから、市では経済対策会議を開き、尾花沢市独自の緊急支援対策について検討を重ねてまいりました。新型コロナで甚大な影響を受けている市民に必要な支援を早急に届けることや、国の特別定額給付金について、国の補正予算の成立を待たず、市町村の補正予算の成立と支給に向けた準備を早期に進めるよう総務大臣から要請があったことから、本日、臨時議会を開催していただくこととした次第でございます。本臨時会において、多分野にわたる経済支援策を上程いたしますので、審議をお願い申し上げます。

県内においては、昨日現在、感染者66名を数え、新型コロナウイルス感染症による影響は甚大なものとなっております。市民の皆様にはご不便をおかけしておりますが、市では引き続き対策を推進し、市民の皆様の不安解消に向けて全力で取り組んでまいります。議員の皆様にも新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け努力していただき、ともにこの難局を乗り越えるために、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議案の概要についてご説明申し上げます。

承第1号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について」ですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ8,967万円を減額し、予算の総額を129億118万3,000円としたものです。

歳出につきましては、移住支援交付金、ふるさと尾花沢応援基金寄附者への記念品代、予防接種等業務委託料、工事請負費、補償金など、決算見込みにより、予算の減額を行ったものであります。

簡易水道特別会計繰出金ですが、簡易水道特別会計の歳入である水道使用料及び市債の減額見込みにより、一般会計からの繰出金を増額したものです。

災害復旧費の工事請負費ですが、亜炭鉱害災害復旧費を増額したものです。

歳入につきましては、普通交付税、国庫支出金、寄附金、諸収入、市債など、決算見込み等により予算を調製したものです。

第2表、繰越明許費補正については、観光施設環境整備事業から特定鉱害復旧事業までの3件については、年度内の完成が困難なことから、繰越明許費の追加を行ったものであり、防災対策事業から教師用指導書購入事業までの3件については、繰越明許費の変更を行ったものです。

第3表、地方債補正については、事業の決算見込みにより、避難所機能強化等推進事業から臨時財政対策債までの32件については、各事業の決算見込みに基づき限度額の変更を行い、延沢銀山遺跡整備事業から農業施設災害復旧事業までの3件については廃止したものです。

承第2号「令和元年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について」ですが、中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額については変更しないものの、財源を更正したものです。

歳入については、後期高齢者診療報酬収入、市債について、決算見込みにより調製したものです。

第2表、地方債補正については、医師確保事業から中央診療所施設整備事業までの3件については、各事業の決算見込みに基づき、限度額を変更したものです。

承第3号「令和元年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について」ですが、既定の歳入歳出予算の総額については変更しないものの、繰越明許費を設定したものです。

歳入については、水道使用料、簡易水道事業債については決算見込みにより減額したものであり、一般会計繰入金により予算を調製したものです。

第2表、繰越明許費については、施設改良事業の繰越明許費の変更を行ったものです。

第3表、地方債補正については、簡易水道事業について、決算見込みに基づき、限度額の変更を行ったものです。

承第4号「令和元年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について」ですが、既定の歳入歳出予算の総額については変更しないものの、繰越明許費の変更を行ったものです。

第1表、繰越明許費については、農業集落排水施設修繕事業の繰越明許費の変更を行ったものです。

以上の4案件については、専決処分を行ったところであり、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

議第28号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算（第1号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の

総額に、それぞれ17億3,475万8,000円を追加し、予算の総額を123億9,475万8,000円とするものです。

歳出につきましては、特別定額給付金、高齢者タクシー扶助費、子育て世帯への臨時特別給付金、雇用維持応援支援金、尾花沢牛取扱店緊急支援事業、畜産経営減収対策緊急支援事業、おうちで元気おうえん商品券発行等業務委託料、中小企業融資保証料補給金、市中小企業振興資金利子補給金、県商工業振興資金利子補給金、緊急経営改善支援金、事業持続化応援支援金、商業活性化事業補助金、予備費などを追加するものです。

歳入につきましては、国庫支出金として、子育て世帯への臨時特別給付負担金、特別定額給付金給付事業費補助金、特別定額給付金事務費補助金、県支出金として、県中小企業緊急災害等対策利子補給補助金を追加し、財政調整基金からの繰り入れにより予算を調製するものです。

第2表、債務負担行為補正については、尾花沢市中小企業振興資金利子補給金の債務負担行為補正の追加を行うものです。

次に、議第29号「令和2年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ51万円を追加し、予算の総額を20億4,302万2,000円とするものです。

歳出については、傷病手当金を追加し、歳入については、特別調整交付金により予算を調製するものです。

次に、令和元年度尾花沢市一般会計、国民健康保険特別会計施設勘定、簡易水道特別会計及び農業集落排水事業特別会計における繰越明許費に係る繰越計算書ですが、令和元年度から2年度に繰越した事業について、地方自治法施行令第146条第2項に基づき、報告するものです。

次に、一般議案の概要についてご説明申し上げます。

承第5号「尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」であります。尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めます。

承第6号「尾花沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」ですが、尾花沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めます。

承第7号「尾花沢市消防本部及び消防署の設置等に関

する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」ですが、尾花沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めます。

議第30号「尾花沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、提案するものです。

以上が、今臨時会に提案いたしました議案の概要ですが、審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案のとおり、ご承認ご可決くださいますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

◎議長（大類好彦議員）

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第14、承第1号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について」から、日程第23、議第30号「尾花沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」までの10案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長（大類好彦議員）

ご異議なしと認めます。よって、10案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第14、承第1号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

◎議長（大類好彦議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第1号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長（大類好彦議員）

ご異議なしと認めます。よって、承第1号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第15、承第2号「令和元年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の

承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第2号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第2号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第16、承第3号「令和元年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

今回の補正予算につきましては、200万円の水道料金の減収ということでございます。そして一般会計からの繰出金が充当されるということでございますけれども、水道料金の収入減の主な理由について、お伺いいたします。

◎環境整備課長(鈴木賢君)

お答えします。市全体的に簡易水道関係件数の減、異動に伴う減等もあります。また水道料、使用料をトータルしますと、やはり節水による減等がありまして、トータルしまして減となっております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

水道会計については、独立採算制を原則とすると。特にこの水道使用料については、やはり一般会計からの持ち出しということではなくて、しっかりとしたその徴収体制や、あるいは予算の見込み等々、しっかりと立てて、厳正にやっぱり対処していただきたいというふうに要望申し上げます。

◎議長(大類好彦議員)

その他。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第3号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第3号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第17、承第4号「令和元年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第4号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第4号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第18、承第5号「尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第5号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第5号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第19、承第6号「尾花沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第6号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第6号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第20、承第7号「尾花沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第7号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第7号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第21、議第28号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

今回、新型コロナウイルス感染症に関わる尾花沢市の緊急対策として、23項目の事業を盛り込んだわけですが、その中で4点ほどお伺いしたいと思います。

1つ目ですけれども、事業持続化応援支援金についてですけれども、1店舗につき10万円についてですけれども、飲食店のみに限定した理由をお伺いいたします。

2つ目ですけれども、おうちでお店ごはん事業についてですけれども、出前で200円引き、店舗で100円引きと、すごく独自性のある良い事業だと思います。さらに利用率が高い事業となるように、どの店が出前可能で、どの店がお持ち帰り可能か分かるチラシを作成し、一緒に配付してはいかがかと思いますが、見解をお伺いいたします。

3つ目は、おうちで元気おうえん事業についてですけれども、学校が休校している小、中、高校生がいる家庭の生活を支援するための事業ですが、休校が2ヵ月にもわたることから、当令和クラブは、2万

円の要望をしたところでございます。1万円になった経緯と、商品券にした理由をお伺いいたします。

4つ目は、水際対策についてであります。先週末では、新幹線の東京、大石田間の空席状況を確認しましたところ、5月2日、土曜日ですけれども、グリーン車ですが、残りわずかということで表示になっておりました。しかしながら、昨日もう1度確認したところ、空席に変わっておりました。帰省自粛の呼びかけに、効果があったのかと思いますが、県で実施しております水際対策の箇所は大石田駅が入っておりません。当局の大石田駅を利用した帰省に関する対策は、どのように考えているのか、お伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

まず本市独自の、事業持続化応援支援金についてですが、山形県で支給する緊急経営改善支援金につきまして、本市に当てはめた場合に、主に飲食店に該当してきます。その場合、居酒屋や喫茶店など、夜間の営業を自粛した場合に該当するようになります。しかし、同じ飲食店、系列であっても、お昼に営業しているような飲食店は、該当しないというものでありますので、その部分を市で単独で支援したいというふうな考えであります。

次に、おうちでお店ごはん事業ですが、市民にも分かりやすく、商店を市民の皆さんで応援する事業ですけれども、今回は参加店舗の一覧を一緒に印刷してやりたいというふうに考えております。まず21店舗からスタートしまして、できれば晩酌セットなども企画しながら、夜も楽しんでいただけるようなメニューなども開発し、例えば写真も添付するなど、商工会とも連携しながら、ぜひ情報発信等に努めていきたいと考えております。

3つ目の、おうちで元気おうえん事業ですけれども、先ほどあったとおり、令和クラブの皆様からは2万円の支給というふうな形での支援の要望が出されております。政府の子育て世帯の臨時特別給付金が、ちょうど児童1人当たり1万円というふうな形での上乗せでありまして、それを考慮した場合、今回合わせて2万円であり、また商店街への経済対策として、今般、商品券1万円分を配付するという考えであります。以上であります。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。まず連休中の規制の関係でございますけれども、先般、4月22日に発行いたしました、市民への全戸チラシにおきまして、県知事と市長の連名で、連休中の県外からの帰省を見合わせることにつきまして、ご家族と十分話し合い、帰省を自粛してもらうよう呼びかけたところでございます。また東京都におきましては、都知事からもステイホームというふうなことで、自宅への滞在の要請が出されているところでございます。議員ご指摘のとおり、県が行う、山形新幹線の水際対策につきましては、山形駅と米沢駅というふうな2カ所のみというふうなことで、これには大石田駅は入っていないところでございます。ご指摘の新幹線の予約の状況につきましては、可能な範囲で、その情報を収集しながら、大石田駅における対策につきましては、何ができるのか、可能なのか、県やあるいは大石田町とも相談しながら、検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

ありがとうございます。まず持続化応援支援事業についてでありますけれども、皆さんご存知のとおり、3月、4月、5月というのは、一番お金が動く月だと言われております。謝恩会、送別会はもちろんのことですけれども、歓迎会に止まらず、イベントも盛りだくさんでございます。しかしながら、今回の感染症対策や、自粛によって、銀山温泉の休業はもとより、学校休校による食材卸業の方の損失、イベント中止によるクリーニング業や印刷業、看板業などの低迷など、多種多様でございます。業種を選ばない、持続化応援支援事業を早期に行っていただきたいと思っております。

2つ目の、おうちでお店ごはん事業でありますけれども、先日小国町さんのほうで、小国町の「おうちごはん」出前編と、お持ち帰り編というのが分かれて、分かりやすいチラシが発行されておりました。ぜひ私です、これを見た時に、尾花沢市もこういうチラシを作っていたら、より効果的に割引券を使っていたのではないかとというふうに思いましたので、またその辺も工夫していただいて、お願いしたいと思います。

あと3つ目の、おうちで元気おうえん事業についてでありますけれども、やはり2ヵ月にもわたって、学校休校ということで、もちろん家庭の食費はもちろんですけれども、光熱費やごみの増量など、家庭にかかる負担は大きかったかなというふうに思います。こういう

時こそですね、やはり子育て日本一を掲げる尾花沢市ですから、本当に尾花沢に住んで良かったと思われるように、思い切った支援策が必要だったのかなというふうに思います。確かに国からの1万円、これは0歳から15歳までですけれども、今回商品券1万円というのは、小、中、高校生が対象でございます。ぜひ第2弾の支援策に期待しております。

最後に水際対策でございますが、私は本当にこのゴールデンウィークが非常に大事だと思っております。ゴールデンウィークが終わった1週間の間で、減少するのか、それとも増えるのかで、本当にこれから先の1ヵ月、2ヵ月が全然違うのかなというふうに思っております。ですから、ちょっとこれはですね、大石田駅のことに関しては、大石田町さんとも協議をさせていただいて、できるだけ協力いただきながら、チェック体制をしていただきたいというふうに思います。

これらの4つの要望をお願い申し上げて、私からの質疑は終わりいたします。

◎議長(大類好彦議員)

その他、ご質疑ありませんか。

鈴木由美子議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

今回さまざまな対策を作っていただいて、ありがたいと思っておりますが、この予算の中で予備費3,500万円、今回予定していらっしゃるということですが、今後どのように、こちらの3,500万円を今の時点で、何か考えていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

財政課長。

◎財政課長(高橋隆君)

当初の予備費としまして1,500万円を予算化しているわけですが、そちらのほうにつきましては、感染予防対策のほうで、すでに1,000万円ほどの予定が立っております。ということで、今後であります、まだ何に使うというふうなことで、予算化するものではありません。予備費そのものを予算化するものでないもので、今後、至急予算化しなければならぬものが出てきた際に、対応できるようにということでの予算であります。よろしく申し上げます。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

今の時点ではまず、今この23項目に関して、優先でお願いしたいと思っておりますが、まず学校に関して

ですけれども、完全再開までに、まだまだ時間がかかるのではないかと、私保護者としてすごく思っているところなんですけれども、そんな中で、他市ではオンライン学習とか、オンライン診療もされている病院も出てきておりますので、そういう子どもが、もう2ヵ月近く自宅に、ちょっと行き場がなくておりますので、最初は、自分で計画してやってるものの、生活が乱れてきているなど思っているところです。他市でALTさんによるコミュニケーションなども、オンラインでのコミュニケーションも行われていると拝見しておりますので、その辺のところもぜひ第2弾で考えていただければなど思っているところです。要望です。

◎議長(大類好彦議員)

要望ですので、よろしくをお願いします。

その他、ご質疑ありませんか。青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

このたびの補正予算でありますけれども、国の特別定額給付金、あるいは市単独の支援策など、17億3,475万8,000円に及ぶ新型コロナウイルス対策の感染症対策が盛り込まれました。非常に国の制度設計も揺れ動く中、そしてまた時間的に制約のある中、財源的にも非常に厳しい中、23項目にわたって、知恵と財源を出し合いながら、今回この臨時会のほうに提案されましたことについて、市長並びに関係職員のご努力に対しまして、敬意と御礼を申し上げたいというふうに思います。

私のほうからは、今回盛り込まれたさまざまなその支援策、対策が迅速に、スピーディーに実現していただくよう、お願いを申し上げながら、何点か質問させていただきます。

まず52、53ページ、2款1項19目、特別定額給付金について、2点お尋ねをいたします。

今回この予算が通過をした段階で、申請書については、いつ頃発送し、いつ頃から給付を開始することができるのか、見通しについてお伺いいたします。

2点目、申請方法については、郵送申請方式とオンライン申請方式の他に、金融機関の口座がない方や、金融機関が著しく離れた場所に住んでいる方については、申請書を窓口に出し、後日給付を受けることができるかとされています。本市では、このような方については、どのような対応されるのか、お伺いいたします。

次に、3款1項19目、高齢者タクシー扶助費、福祉タクシー扶助費について、3点お伺いいたします。

1点目でありますけれども、今回追加される12枚については、これまでどおりのタクシー券としても使えるのかどうか、お伺いいたします。

2点目は、すでにおもいやりタクシーなどの申請を700名がされているとお聞きをいたしました。私は家族に運転免許証を持っている人がいない、ひとり暮らしや、ふたり暮らしに限定をして、申請ではなくて、支給をする方法をご検討いただきたいと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

3点目でありますけれども、買い物支援につきましては、これまでも高齢者買い物支援事業がありまして、500円以上の買い物をすれば配達をしてくれるという制度でございます。これらの制度もぜひ積極的に活用していただきたいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、今回の支援策で最大5,000万円を計上している市税等の徴収猶予、減免策についてお伺いいたします。

1つは、注意書きとして、関係法案が国会で成立することは前提、とありますが、このご説明をお願いいたします。

2点目は、猶予じゃなくて減免ということで、私は大変いい支援策を作っていただいたなと思っておりますけれども、当面は、徴収猶予を受けながら、来年度の確定申告後に減免措置が適用されるという手順でよろしいのかどうか、お伺いいたします。

最後に市長にお伺いいたします。何よりも大事なことは、国、県、そして市の打ち出した、こうした政策が市民全員に分かりやすく周知がなされ、スピード感をもって達成することだと思っておりますが、市長のご所見をお伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(本間純君)

特別定額給付金の申請書の発送、あと給付の時期についてのお尋ねでございますけれども、すでに準備作業に入っておりますので、今のところ5月1日に申請書のほうを郵送で発送したいなというふうなことで、準備を進めておりますので、多少、日程が前後するかもしれませんが、連休明けには皆様のお手元のほうに申請書のほうは届くかと思っております。給付金の支給につきましては、他所ではもうすぐに支給するということも出てきておりますけれども、私らのほうの住民基本台帳システム、こちらのシステム改修の都合上、今のところ予定は5月29日としているとこ

ろでございます。システムの改修の提供が、5月中旬以降になるというふうな予定でございますので、今回の給付金については、原則口座振込というふうになってございますので、このシステムの改修を待たないと、なかなかちょっと口座振替が難しい状況でございますので、できるだけ業者のほうには改修を急いでいただくというふうなことで要請してまいりまして、できるだけ早く、市民の皆様給付金が1日でも早く届くようにしてまいりたいとは思っています。

続きまして、申請の方法でございますけれども、青野議員仰ったとおり、原則、感染症対策の関係で、郵送による申請、あるいはオンラインによる申請が原則でございます。ただ申請に際しては、ご自身を証明する免許証の写しとか、保険証の写し等の添付、あるいは通帳の番号が分かる写し等も添付しなければならないということで、ご高齢の方で、なかなかそこら辺が難しい場合もございますので、コンベンションホールのほうを申請会場というふうなことで、ご準備はさせていただいておるところでございます。今回の感染症対策という部分を十分お含みおきをいただきながら、どうしても郵送による申請ができない場合については、窓口のほうで対応したいというふうにご考えてございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

タクシー券の追加交付についてのご質問であります。まず今般、12枚の追加という点ですけれども、これについては、これが収束しまして、社会参加ができる、外出ができるようになれば、もちろんこれもあわせて使っていただきたいと考えております。

それから、家族で免許を持っていない、75歳以上の方にまた改めてタクシー券を交付しては、というようなご意見でありますけれども、これについては、数年前にはそうだったんですけれども、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

それから買い物支援については、商工観光課よりご答弁いたします。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

商店街のほうの、この買い物サービスですけども、議会等でも話し合われたとおり、名称を高齢者というものを薄めた名称で、今年度から取り組ませていただいております。また今般タクシー券の発行以降、このサ

ービスについては、利用者が少なくなってきたという経過があります。タクシー券を改めて利用して、自分で買い物に行ってもらっているというのが実態かと思っております。ですので、今般追加されましたタクシー券を、うまく使い切った方などについては、この買い物サービスに切り替える、乗り換えていただけるような、スムーズなサービスの部分を、ぜひこの機会を捉えてPRしていきたいと思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(本間純君)

市民税関係の減免関係でございますけれども、関係法案の通過が必要だというふうなことで、国のほうから、徴収猶予の特例制度というふうなことで、資料が届いてございまして、今国会のほうに関係法案が提出されているかと思っております。その指示にしたがって、我々も徴収猶予並びに減免というふうな手続きに入っていくというふうにご考えてございますので、国のほうから詳細が示され次第、詳細についてはまた詳しく、市民の方にお知らせしてまいりたいというふうにご考えてございます。

続きまして、今回は徴収猶予ということで、納期限のほうを1年間、最大延ばすことが可能だというふうなことと、併せまして減免というふうな二段構えになってございます。特にですけれども、固定資産税関係では、なかなか住宅と店舗が併用されているとか、いろいろこう制度上、なかなかすぐに減免が難しい部分もございまして、そういうふうなこともあるのかとは思いますが、まずはとにかく、当座の税金という支出を、いったん猶予、納めていただくのを延ばしていただきながら、来年度に向けて、固定資産税については減免するというふうなことを、国のほうで示してございますので、いろいろな制度を十分活用していただきながら、まず今回のコロナウイルス感染症対策というふうにしてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

今日皆さんにこれからご可決いただく、この内容になっておりますけれども、本当に多項目について、市民の皆さんに、これをどのようにして周知させていくかと。今日は27日ですので、残念ながら5月1日のお知らせ版には間に合いません。ですからそれに向けて



ですね、これまで、こういった形で速報を出しているわけですが、現在まで第5号までいっておりますけれども、やはりこういうふうな形にして、詳細をですね、分かりやすく、市民の皆さんに届くようにやってかなきゃいけないと。市でやっていることを、やはり市民の皆さんに理解していただき、それをご利用いただくと。どのようにやれば、また皆さんにも利用しやすい状況になるのかというのを考えていかなきゃいけないと。随時この速報は流していきたいというふうに思います。今回、今日の議会にお願いしてある内容については、第1弾でございます。皆さんもご案内のとおり、雇用調整支援等について、10分の9が国から出て、県でも10分の1を出すと。しかしその裏側を考えた時に、あくまでも支給額に対してではなくて、手取りなんです。そうすると約3割は事業主が負担していかなくちやならない部分があるんです。その点をどういうふうにしてカバーしていけばいいのか、これは市だけで考える問題ではないんです。市でも当然考えていかなきゃいけない。そして、県も国も一緒になって考えていかなきゃいけないということもございます。そこで、この場を借りて議員の皆さんにもお願いを申し上げたいのは、国会議員の先生方にもぜひですね、今申し上げたような内容を、ぜひ議会の中でも、なんとか対策を取っていただきたいということと合わせて、もう1つ私が今心配しているのは、8月31日なんです。8月31日がどういう日であるか。ご存じである方は少ないんじゃないかと思いますけれども、消費税の予定納税の期限でございます。その予定納税が、昨年の8月31日とは大きく異なっております。それは8%から10%になったと。かなり額が上がった形で来るんです。去年の実績に合わせた形で来るものですから、今回の3月、4月、5月に関してのことを考えれば、支払いが可能であるかどうかというのは、各事業主、ないしは会社等が大変困惑するんじゃないかというのが一番心配されます。今全国でも、その8月31日がまた経営に追われてしまって、閉じるとか、ないしは倒産するとか、そういった事案が心配されます。そういったことも含めてですね、消費税の今10%のものを5%にするとか、今回はゼロにするとか、そういったことをぜひ国会の中で議論していただきたい。その上で、各企業を守るための策をですね、国として思い切った策を取っていただきたい。地方からこういうふうに言うのではなくて、国会議員が汗を流さなければ、今回の危機を脱することはできないと思います。その点を議員の皆さんも十分ご理解の上、ぜひ働きかけを

よろしくお願いを申し上げたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

ただ今ご答弁いただきまして、ありがとうございます。最初に特別定額給付金についてでありますけれども、5月1日申請書、いや、早いなど。市民の皆さんの、これやっぱり1番、右往左往はしましたけれども、やはり今1番期待をして、その1人10万円という、今抱えているさまざまなその金銭的な状況も含めて、スピーディーにやっていただきたいと声が聞こえております。そして今、5月29日の支給ということで、これはシステム改修の関係だということ、いかんともしがたいという状況かとは思いますが、TKCさん、全国先駆けてやっている優秀な業者であります。1日でも早くやっぱり皆さんの手に届くような対策を、市長も含めて、システム改修については、まだまだスピードアップをしていただきたいと、このことを強く要望していただきたいというふうに思います。

次に、申請方法についてということでもありますけれども、これもなかなか、こうだというふうに言い切れないような、余地が残されているというふうに思います。郵送で返ってくる方は、自分の水道料金や税の徴収がされているような方については、口座引き落としの番号と、あと自分の口座持っている方は書いて出すと。オンラインはマイナンバーカードでやると。私やっぱり心配しているのは、そういったいわばこの申請、なかなかそういう環境にない方、そういう方々に対する手立てというものを、講じていかなきゃならないんじゃないかなと。先ほど申し上げましたように、口座そのものを持ってない、あるいは遠距離でなかなか来れない、あるいはこの制度そのものについて、やっぱり説明をしっかりとっていくというふうなことが必要んじゃないかなと思いますけれども、これは後ほど申し上げますが、やはり周知ということで、ぜひしっかりした内容でやっていただきたいというふうに思います。

次に、今回の買い物タクシー券ということでの12枚なんですけれども、これは買い物というものに限った、今までのおもいやりタクシー券と全く違う種類のものを交付をするんですかっていうふうにお聞きをしたんですが、ちょっと回答としては、私にはちょっと不十分だったので、改めて回答していただきたいというふうに思います。

おもいやりタクシー券については、先日の全協で700件ほど市民の方から申請があったというふうにお

聞きをしました。この方々というのは、やはり尾花沢の市役所の窓口まで来て、申請をして受け取っていくということが、非常に難しい方々だなというふうに私は思います。特に75歳を過ぎた単身、あるいはご夫婦の世帯の方々にとってみますと、買い物券をいただくために、その今いただいているおもしろタクシー券を使ってこちらに来て、印鑑を押して申請をしていくということは、私大変なことなんじゃないかなというふうに思います。そうした中で、700名いるわけですから、その中で、ひとり暮らしや、ご夫婦世帯の方々に対しては、こんな制度については、申請ではなくて、やっぱりそういう方々の足を守る、買物を助けるということであれば、私は支給という考え方に立ってもいいんじゃないかなと。ある程度特定された方々に、支給ということがあるというふうに思いますので、先ほど検討ということでありましたので、ぜひ前向きに、そういった窓口に来る方法じゃない方法についても、ご検討いただきたいというふうに思います。

あと、高齢者買い物支援事業に名前変わったということですけども、これもまた、500円以上買えば宅配で、さまざまなものを、これ日用品も含めて、商店街で扱っているさまざまな商品について、お届けをするという、私はすばらしい制度だなというふうに思います。これは元々県の事業3年間をやって、当初は200万円ほどの大きな財源でやってきたんですが、単独事業で70万円まで縮小したわけですけども、やはりこの辺についても、その商店街組合さんのさまざまな、日用品も含めた、食料も含めた制度があるということについては、ぜひ今回のその周知というふうな中にも盛り込んでいただいて、そして活用していただくと。タクシー券じゃなくて、500円以上の買い物については、無料でという制度でありますので、私非常にこういうときには、むしろぜひ積極的に活用していくべきじゃないかなというふうに思っておりますので、そういった周知についてもお願いをしたいというふうに思います。

あと税の減免については、結果的には前年度に対する収入の30%の落ち込みというところの要件になってくるということですので、これ今年度中ではなくて、おそらく確定申告なりをやった上で、前年度の収入対比があつて、実際に実施されるのは、減免については来年度になるのかなというふうに思うんですけども、やはりこれは猶予じゃなくて、猶予はまた払わなきゃならないので、ぜひ減免制度を作っていたきたいという声がたくさんありました。そういうふう

な中で、国の要件等々あると思うんですけども、やはりこれについても、的確なと言いますか、ぜひ広く要求に沿った対応ができるように、よろしく願いしたいなというふうに思います。

あと、市長からご答弁ございました。やはり国の制度非常に今、なかなか定まらないというふうな中であつて、県並びに自治体でも、さまざまな工夫をしながら、市民生活、市民経済に対応しているという状況でございます。周知方法ということでやっていきたいという回答もございました。私もこの周知方法、非常に大事だなというふうに思っています。やっぱり分かりやすく、市民の皆さんが理解できる。そして活用できる。それには周知だなというふうに思っております。今回の対応を見ますと、企業型対策と市民型対策と言いますか、大きく分けますと2つ分類されるんじゃないかなというふうに思います。そうした中で、やはりこれ私2種類それを作っていたいただいて、特に企業向けは企業向けの1つの支援策として、あとやっぱり市民全体に関わるようなものについては、その制度について、しっかりと色分けをしながら、そして特に企業型については企業を中心にして、市民支援型についてはやはり広報紙を、市長仰いましたが、ずっと何号か発行しております。そういった形で、特集でぜひ分かりやすいものを、利用できるような内容のものを広報していただきたいなというふうに思っております。改めて答弁をお願いします。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答え申し上げます。すいません、説明不足で申し訳ありません。今回新たに12枚を追加したものについては、これまでと同じように、タクシー券が使えます。もちろんそれはタクシー券として、外出の際のタクシーに乗車した時も使えますが、前回4月の22日にチラシでもお知らせしましたが、なかなかタクシーに乗って外出するということが、はばかれる今の状況を踏まえて、こういった買い物のサービスにも使えるというふうなことで、人の枠を前回広げて、もちろん今回の12枚についても同じように、その買い物支援にも使えるといった意味でございます。

それから、できるだけ窓口対応と言いますか、こういう状況ですので、例えば電話連絡をいただきまして、郵送で対応するというふうなことも、対応しなければならぬと考えているところです。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長（本間 純 君）

給付金並びに税の徴収猶予、あるいは減免について、企業向けあるいは個人向けというふうな形で、分かりやすく周知を図っていただきたいというふうなことでございますので、できるだけ分かりやすく、丁寧に説明できるような、市報とかに載せながら、周知を図ってまいりたいと思います。

◎議長（大類好彦議員）

青野議員。

◎7番（青野隆一議員）

本当に試行錯誤しながらの対策だということで、こうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかと、今星川議員からもありましたように、やっぱりこの制度、どうやって分かりやすく皆さんに周知をしていくのかということについて、全課をあげて、やっぱりそういったものをぜひ作り上げていただきたいというふうに思います。

あともう1点なんです、今市役所の窓口というのは、それぞれ担当部署、先ほどありましたように、市民税務課、福祉、農林も含めて、商工観光課、それぞれの部署が窓口になっているわけですけども、市民サイドから言えば、定額給付金についても聞きたいし、タクシー券についても聞きたい。あるいは買い物の券について聞きたいということで、窓口については、市の窓口は、それぞれ担当あるんですけども、市民にとってみると、このことと、このことと、このことが聞きたいという方、やっぱり随分いらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。そうした意味で、私は、仮にですけども、コロナ感染症電話相談室のような、やっぱりある部署で、市民のさまざまな情報を聞くことができる、そういった専用の電話回線、窓口を持ていただきたいというふうに思っております。その担当部署というのは、1人や2人でやっぱりやるというのは、大変だと思いますので、これこそ課の隔たりを払って、そしていろんな応援をいただいて、今回のこういったさまざまな紙面での情報提供とともに、電話でもいろんな形で受け入れられるような、その場で回答できなければ調べた上で電話で回答する。そういった相談窓口をぜひ開いていただきたい。そしてそのことは、3密と言われる市庁舎へのさまざまな思いで来庁される方々の交通整理にも私はなるというふうに思います。そうした意味で、ぜひ全庁をあげた、そういった市民に対する情報提供の場として、広報とともに、相談窓口を一本化したものをぜひ設置をし

ていただきたいと思いますけども、市長のご答弁をお願いいたします。

◎議長（大類好彦議員）

市長。

◎市長（菅根光雄君）

議員仰ることは、非常によく理解できます。ただそれをですね、普段の仕事もしなきゃいけない、その窓口を離れてそちらにまた特別に枠を作ってというのは、現在の職員体制で、どこまでできるかなと思って考えておりました。非常に厳しい中で、どうやればいいのか。例えば、先ほどもお話ありましたけども、政府の特別定額給付金については、その申請等については、コンベンションホールを使ってやりたいと。そこにじゃあ相談を受けるようなスタッフを配置していくとなれば、一体どれだけのスタッフを配置すればいいのか。そうでなくても今、今回のこの資料を作り上げるにしても、本当に職員の皆さん大変難儀をかけました。遅くまで残っていただいて、そして今日の議会をまずとおすことが先だと。その上でのその対応も、合わせて各課で対応取れるようにしておいて、それを1カ所にまとめて全部に対応取れるようにするというのは、至難の技ではないかなというふうに思います。これについてはちょっと内部のほうで、もう少しちょっと検討していきたいというふうに考えます。やはり密にならないようにしていかなきゃいけない。そのために市役所の中では密になってしまうであろうということで、コンベンションホールを使うというふうに考えたわけです。そうやってですね、市内から感染者が出ないように、そういった配慮だけはまず第1番目に考えた上で、対応とっていかなくちゃならないというふうに思っています。

◎議長（大類好彦議員）

その他。菅野修一議員。

◎1番（菅野修一議員）

畜産経営の減収対策緊急支援事業について、お伺いします。予算額は1,300万円用意されておりますが、事業内容が肥育牛、繁殖牛への4月購入、飼料実績に対する10%以内の補填というふうなことでござりますが、対象は24戸対象の農家になっております。同じ畜産関係なんですけれども、尾花沢市内にあります酪農家や、ブロイラーですね、飼養農家も、確かにいろいろな自粛要請やら、あるいは学校の給食での牛乳とかの消費の落ち込みというふうなことで、打撃を受けているのではないかなと、このように思います。この支援対象にも入れるべきではないかなと思います。

れども、この点について、いかがですか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸 栄樹君)

ご質問いただきましてありがとうございます。畜産に今回は特化した対策のほう、考えさせていただいたところであります。この畜産のまず24戸の中には、肥育牛、繁殖牛、あとは乳牛を扱っている農家さん24戸でございます。また事業の対象の拡大ということで、ブロイラーさんのお話ございました。確かに農林課のほうでも、状況のほうは個別に伺っております。前段におきましては、やはり徐々に取り引きが少なくなっているというお話も伺っておりますので、今後の対策については、また別途協議させていただきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

酪農家の方は入っているんだというふうなことであります。ブロイラー関係につきましても、今課長が申されたように、推移を見ながらですね、ぜひ支援の事業も検討いただきたいと要望しまして、終わります。

◎議長(大類好彦議員)

その他、ご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第28号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第28号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第22、議第29号「令和2年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題いたします。

これより質疑に入ります。ご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第29号を採決いたします。本案を原案

のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第29号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第23、議第30号「尾花沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題いたします。

これより質疑に入ります。ご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第30号は、原案のとおり決しました。

以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は、全部終了いたしました。

この際、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。市長。

〔市長 菅根光雄君 登壇〕

◎市長(菅根光雄君)

今臨時会の閉会にあたり、一言御礼申し上げます。

上程しました案件につきましては、原案どおりご決いただき、ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の拡大が、未だに収束の兆しが見えず、不安な日々が続いておりますが、市民の安全安心を第一に、地域経済活動を維持できるように、今後も対策を講じてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策は、始まったばかりであり、今後、第2弾、第3弾と対策を講じる必要があると考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力を、重ねてお願いを申し上げます。ありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、本日の会議を閉じます。これをもって、令和2年4月臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

閉会 午前11時22分